

2020年6月12日

国民民主党
代表 玉木 雄一郎 様

日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 石川 慎一



要 望 書

平素より、私たち日高教の取り組みに格段のご理解を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、現在、高校をはじめとした学校現場では、Society5.0の到来やグローバル化などの社会構造の大きな変化に対応したカリキュラムマネジメントや、地域が抱える諸課題を解決するために学校・地域が一丸となった取り組みなど、「新時代に対応した高等学校教育」が進められています。これらの取り組みを具体化し、高校・中等教育学校及び特別支援学校(以下、高校等とする)において「児童生徒一人ひとりに充実した教育」を保障するためには、教育関係予算の大幅な増額とともに、教職員定数や教職員の待遇・勤務条件等の改善、施設・設備の充実を図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、休校期間中に生じた児童生徒の学びの格差を解消すると共に、今後も長期化が予想される感染症対策を踏まえた学校教育活動を模索していくかなければなりません。

つきましては、教育施策・予算等について、別添の日高教『高校・中等教育学校及び特別支援学校教育予算の増額・充実に関する要望書』における事項とともに、下記事項の早期実現を強く要望いたします。

記

1. 学校の臨時休業に伴い失われた児童生徒の学びの補償を図るとともに、行事の中止や延期に伴う費用については財政措置を講じられたい。また、児童生徒一人ひとりの不安を解消し、安心して進路実現に向けて取り組める環境整備を推進されたい。

2. 学校における働き方改革の実施においては、次の事項を踏まえたものとなるように国会等で審議されたい。

(1) 教職員のワーク・ライフ・バランスを図るとともに、高校等教育の質向上や魅力ある勤務環境の確保に資するため、時間外勤務抑制のための実効ある措置を講じられたい。

(2) 学校における業務マネジメントの確立に基づく質の高い教育実践に資するため、教科担任制である中学校及び高校等において、副校長の必置及び複数教頭配置による『業務マネジメント充実検証事業』を実施されたい。

3. 高校等における教職員定数については、次の事項を踏まえたものとされたい。

(1) 高校等における教職員定数管理等について、高校等教育の質向上に資する目的や各種政策との関連を踏まえて、参事官(高校担当)に一元化するなど文部科学省に対して助言されたい。

(2) 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下、高校標準法とする)」を抜本的に見直されたい。当面は、第22条を教育的ニーズ及び学校現場の実態に即したものとなるよう改正されたい。特に教育の質向上、情報化、地域連携などの施策に対応できるよう措置されたい。

(3) 高校標準法について、教育の質向上に資する観点及び学校現場の勤務実態を踏まえて、増員となるよう改正されたい。

① 高校標準法の算定については、学習指導要領に基づく「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」を定めて、各教職員及び各学校における必要年間業務項目・時間(仮称)を計画し、実績も含めて公表する制度を導入すること。あわせて、「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」に基づく換算人員を標準定員とされたい。

② 高校標準法に部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、ICT支援員や地域連携支援員(仮称)など、教育的ニーズや学校現場の実態に見合った職種を位置付けられたい。なお、これらの職種に係る待遇を確保し、確実な配置を進めること。

③ 高校における特別支援教育を充実させる観点から、特別な支援が必要な生徒の指導と、教員の指導・育成にあたる特別支援学校籍の教員を加配又は定数化すること。

④ 特別支援学校において、重度・重複障害のある児童生徒の就学機会の拡大に伴い、必要性が高まっている医療的ケアの実態に鑑み、学校看護師を加配又は定数化されたい。あわせて、学校看護師に係る待遇を確保し、確実な配置を進められたい。

- (4) 高校等における加配教職員定数について、次の事項を新たに加えられたい。なお、地方財政措置の予算定員(地方財政計画人員)における加配定数は、他の行政職員定数と同様に増員となるよう図られたい。特に地方教育費調査における実支出率の高い高校段階の実態に即した対応を行われたい。
- ① 平日及び土日における時間外での学習指導や部活動に伴う超過勤務が多い全日制の高校等における新たな加配(学習指導環境改善加配(法22条4号)、課外教育活動充実加配等(法22条4号)(67自治体(含む政令市)それぞれ各50人:6,700人))を図られたい。
 - ② 地域連携担当教員(法22条4号):地域との連携に基づく多様な教育を展開することへの対応(67自治体(含む政令市)各50人:3,350人)を図られたい。
 - ③ 地域連携当事務職員(法22条4号):地域との連携に基づく多様な教育を展開することへの対応(67自治体(含む政令市)各30人:1,410人)を図られたい。
 - ④ ICT支援員について、大規模校への配置及び広域運営による全校的なサポート体制を確立されたい。また、情報活用能力の育成に資する観点から、教科「情報」におけるアシスタントスタッフとしてICT支援員の配置を図られたい。

4. 高校等における給与体系について、大学などの高等教育への接続及び企業をはじめとした地域社会への橋渡しを担う状況などの実態を踏まえたものとされたい。

- (1) 高い専門性に相応しい給与体系が確保されるよう図られたい。特に義務段階と同じ給与表を用いている自治体に対しては、高校等の専門性に合致した給与等を確保するよう図られたい。
- (2) 高校等の教育の質向上、通級指導等による多様な生徒への対応、専門性に基づく業務実態及び人材確保の観点から、高校等に勤務する教育職に対して義務教育等特別手当の割増支給や高校教育手当など新たな手当等の制度化を図られたい。
- (3) 50歳台後半層の給与については、行政職や民間を下回るなど教育職への影響が極めて大きいことから、職務・職責に応じた制度を確立するよう図られたい。

5. 高校教育の質向上に関わって、次の事項を実行されたい。

- (1) 校内の事務業務においては、効率化・標準化したシステムを構築し、ICTを活用した業務改善を推進するとともに、十分な予算措置を図られたい。
- (2) 高校等においてもG I G Aスクール構想が遅滞なく実現し、1人1台端末の整備が促進されるよう十分な予算措置を図られたい。
- (3) 産業振興及び技術革新への対応に応じた教育に資するため、専門高校に対して産業振興教育推進事業費(仮称)を文科省の単独事業として措置されるよう図られたい。具体的には、専門科目の単位数又は比率の高い高校に対して、運営事業費として措置可能な制度を確立されたい。加えて、産業教育の振興に係る運営(実習支援)基金を創設するなどして、より実践的な教育が促進される環境を図られたい。
- (4) 地域や大学等との連携の在り方を踏まえて、高校教育の質向上や地域の活性化・魅力化並びに地域を担う人材育成のため、高校等と地域及び企業や大学が連携した先進的な取り組みを支援する制度(スーパーバイタリティーハイスクール: SVH(仮称)、またはスーパークリティカルハイスクール: SCH(仮称))の創設をされたい。
- (5) 新学習指導要領の実施及び新時代に対応した高校等の教育の質向上、地域連携による人材育成等に資するために、各学校の運営経費(人件費・物件費)に充当することが可能な高等学校質的向上推進事業費(仮称)を地方財政措置によらず文科省の単独事業として措置されたい。具体的には、公立学校全校を対象として、又は学力向上、学校魅力化、地域連携等の施策計画を配賦標準とした対象校を認定し、事業費を措置できるよう制度化されたい。
- (6) 高校等における障がいのある児童生徒、不登校等の多様な課題を抱える児童生徒及び日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等の特別な配慮が必要な児童生徒に対する支援については、地方財政措置等によらず国が責任を持って対応できるよう、文科省の単独事業による対応が可能となる制度を構築されたい。具体的には、これらの対応に必要な人員・財政措置について、文科省において単独事業として確保し、必要な自治体に支援できる制度を確立されたい。
- (7) 高校等における給付型奨学金、貸与型奨学金など各種奨学金制度の手続きにおいて、マイナンバーカードを利用したシステムを構築し、利用できるよう総務省等と連携されたい。申請者本人及び保護者等の申請手続きをマイナンバーカードにて実施することで、所得・税額把握の手続きの簡素・効率化を図られたい。

6. 公立学校教職員の定年引上げについて、現在の再任用者も含め60歳以降も従来業務と同様の働き方となる場合には、職務給の原則から60歳以前と同等の待遇を確保されたい。